高エネルギー加速器研究機構職員の

未払い賃金請求訴訟の公正な判決を求めます

平成24年(ワ)第432号 未払賃金等請求事件 水戸地方裁判所 土浦支部 民事部 御中

国立大学・大学共同利用機関・国立高専は、日本の教育・研究・医療の発展に重要な役割を果たしています。その職員は、これらの機関が2004年4月に法人化された際に非公務員となり民間の労働法制下にあります。

しかし、高エネルギー加速器研究機構は、政府・文科省から国家公務員に対する臨時給与減額の動向に対応した必要な措置を取るよう要請があり、今後運営費交付金が削減される可能性があることを理由に、2012年6月に就業規則を一方的に不利益変更し、国家公務員と同等の平均7.8%の極めて大幅な賃金引き下げを強行しました。



印

最高裁の判例は、「賃金や退職金など労働者にとって重要な権利や労働条件の改変の際には、 高度の必要性に基づいた合理的な内容のもの」(みちのく銀行事件・最高裁平成12年9月7日判決) でなければならないとしています。労働契約法第10条は、例外的に不利益変更が認められるため の要件を規定していますが、同機構による賃金引き下げは、その要件を全く満たしていません。

第一に、賃金の引き下げ率が最大9.77%と不利益の程度が非常に大きく、職員や家族の暮らしへの影響、また研究活動のアクティビティへの影響は甚大です。第二に、運営費交付金が削減されたとしても、機構の自主的な運営の努力により、賃下げ率を緩和できるにもかかわらず、国家公務員と同率の賃下げを行っています。第三に、賃下げに対応する代償措置がほとんどないばかりか、退職手当の大幅引き下げの実施も強行しました。第四に、労働組合との交渉が全くおざなりであり、使用者側に労働者との交渉で労働条件を作り上げていくという誠意が全く見られないという状況です。このことは、憲法第28条で保障された団体交渉権の実質性を著しく侵害している状況を示しています。

さらに、職員組合と機構との間で2012年3月27日に取り交わされた覚書(労働協約に当たる)で「機構は、『国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律』における国家公務員の給与の臨時特例に関する部分に関しては、機構において実施しないように最大限の努力をすること。特に、運営費交付金の減額がない場合は臨時特例に関する分の賃金引下げを行わないこと。」と約束しました。

しかし、機構は賃下げ回避の努力を行っていないのみならず、運営費交付金の減額の実施がまだ可能性の段階にあった2012年6月に賃下げを強行しました。

この裁判は、国立大学法人制度、独立行政法人制度における労使関係のあり方、国立大学法人等の運営の自主性を問う重大な社会的意義を有しています。また、国立大学等の未払賃金請求訴訟は、全国各地の国立大学等による訴訟として全国的な規模に広がりつつあります。さらにこの裁判は国際労働機関(ILO)の結社の自由委員会でも注目をされており、2013年3月の勧告では日本政府に対してこの裁判の結果を報告することを要請しています。

貴裁判所におかれましては、以上のことを踏まえ充分な審理の上で、厳正かつ公正な判決を下 されることを強く要望致します。

	年	月	日
団体名			
所在地			

取扱団体:全国大学高専教職員組合(全大教) 〒110-0015 東京都台東区東上野 6 丁目 1 番 7 号 MSK ビル 7 階 IELO3-3844-1671

代表者名

全大教と加盟組合は、減額された賃金の請求訴訟を闘っています

昨年、全国の国立大学法人・国立高等専門学校・大学共同利用機関において最大 9.77 %、平均 7.8%という前代未聞の大幅な賃金カットが強行されました。これに対して、全大教高専協議会、高エネルギー加速器研究機構職員組合、福岡教育大学教職員組合、山形大学職員組合、富山大学教職員組合、京都大学職員組合、新潟大学職員組合、高知大学教職員組合は、各国立大学法人、独立行政法人を相手にカットされた賃金の支払いを求める裁判を起こしました。 (2013 年 7 月時点。さらに数組合が提訴を準備中)

賃金の一方的切下げは労働契約法第 9 条違反

国立大学法人などの教職員は、2004年4月の法人化によって民間会社員と同じ身分になりました。賃金や労働条件は、労働契約法に基づいて法人との労働契約で決めるようになったのです。しかし、昨年の国家公務員給与減額の臨時特例法の成立以降、全国の国立大学法人等は、政府・文部科科学省からの要請を口実に、教職員や労働組合の強い反対を押し切り、一方的に就業規則を変更して、国家公務員と同様の賃金カットを実施しました。これは明らかな労働契約法違反です。

国家公務員や民間よりも低い賃金を更に減額する理不尽

国立大学法人などで働く職員(事務・技術職員)の賃金は以前から低い水準におかれていましたが、 法人化後の度重なる賃金減額の強行によって20/2年4月時点で、国家公務員を100とした指数(ラスパイレス指数)が全国平均87.5にまで落ち込みました。全国で最も低い国立大学法人では78.6です。今回の賃金減額は、国家公務員や民間に比べて低い賃金で働く法人教職員に対して強行されたものです。

賃金賃下げ回避努力の形跡なし、財源はある

賃下げは、あらゆる経営努力を行った上で、最後の最後に行なうべきものです。しかし、大多数の法人は、「国からの要請」という圧力に屈し、国と同率の賃金引き下げを強行しています。その判断は、財務状況を十分に検討して賃下げ回避に努力した結果ではありません。「国の要請は事実上の指示」と称して思考を停止し、「初めに賃下げありき」で臨んだ法人さえありました。少なくない大学が減額率を圧縮したことが示すように、独自の経営判断で圧縮・回避は可能であり、財源はあったのです。

震災復興とは無縁な公共事業に使われた私たちの賃金

国の予算では、被災地とは直接関係のない公共事業に復興予算が使われていたことが次第に明らかになり、厳しい批判を受けました。補正予算では、全体で10兆2000億円余のうち震災復興関連は3分の1程度の額にしかすぎません。下水道工事、林道整備、照明・暖房の節電投資、自然エネルギーの開発経費など、本来、一般予算で行なうべき公共事業が復興予算から続々と投入されており、「被災者の痛みを分かち合おう」という法人による賃金減額の理由説明が、教職員の善意につけこんだ許しがたい虚言だったことが明白です。

もともと高等教育への公財政支出は先進国中最低

従来から日本は教育投資が極端に少ない国です。諸外国と比べて、大学や高等教育に対して十分な資金が投下されていないのです。たとえば、学生一人当たりに対する絶対額では、アメリカ・イギリス・フランス・ドイツなど主要先進国と比べるとほぼ半額(ドイツ//066ドル、5カ国平均9086ドルに対し、日本は4923ドル)にすぎません。教育費全体の対GDP比に至っては、OECD加盟諸国中、最下位です(デンマーク7.5%、加盟国平均5.4%に対し、日本は4.5%、いずれもOECD資料による)。教職員の労働条件は、学生にとって最大の教育条件です。賃金を切り下げ、労働条件を悪化させておいて、優秀な教職員を確保することなど不可能です。